

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長柄町は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

長柄町長

公表日

令和7年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進法の規定に基づき、対象者の健康診査等健康増進事業に関する情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健診受診時の対象者可否の判断に使用 ②精密検査対象者の判断 ③検診結果の管理
③システムの名称	健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバ、バックアップシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	長柄町役場総務課 千葉県長生郡長柄町桜谷712 0475-35-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	長柄町役場総務課 千葉県長生郡長柄町桜谷712 0475-35-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムへのアクセスは、個人ID及びパスワードの管理で個人のアクセス権限を与えており、一般USBメモリの使用は禁止している。やむを得ずデータの移行等を行わなくてはならない場合は、セキュリティ対策を講じたUSBメモリを管理職の確認・管理の元使用することを徹底する。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムへのアクセスは、個人ID及びパスワードの管理で個人のアクセス権限を与えており、一般USBメモリの使用は禁止している。やむを得ずデータの移行等を行わなくてはならない場合は、セキュリティ対策を講じたUSBメモリを管理職の確認・管理の元使用することを徹底する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健診受信時の対象者可否の判断に使用 ②精密検査対象者の判断 ③検診結果の管理	事後	
令和6年7月26日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課	健康保険課	事後	
令和6年7月26日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉課長	健康保険課長	事後	
令和6年7月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和4年2月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年7月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年2月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	公表日	令和6年7月26日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①健診受信時の(以下省略)	①健診受診時の(以下省略)	事後	
令和7年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(住民健診)、住民基本台帳ネットワークシステム、共通宛名システム、中間サーバー、バックアップシステム	健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー、バックアップシステム	事後	
令和7年7月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一 76の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	番号法第9条 別表111の項	事後	
令和7年7月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和7年7月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数化	令和6年7月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数化	令和6年7月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	
令和7年7月1日	同上 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年7月1日	同上 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年7月1日	8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない	[○]人手を介在させる作業はない	事後	
令和7年7月1日	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年7月1日	判断の根拠		健康管理システムへのアクセスは、個人ID及びパスワードの管理で個人のアクセス権限を与えており、一般USBメモリの使用は禁止している。やむを得ずデータの移行等を行わなくてはならない場合は、セキュリティ対策を講じたUSBメモリを管理職の確認・管理の元使用することを徹底する。	事後	
令和7年7月1日	9. 監査 実施の有無	[○]外部監査	[○]自己点検	事後	
令和7年7月1日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		9)従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年7月1日	当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月1日	判断の根拠		健康管理システムへのアクセスは、個人ID及びパスワードの管理で個人のアクセス権限を与えており、一般USBメモリの使用は禁止している。やむを得ずデータの移行等を行わなくてはならない場合は、セキュリティ対策を講じたUSBメモリを管理職の確認・管理の元使用することを徹底する。	事後	